

(エ) 以上より、本件海外視察2の視察内容は、その視察目的を優に充足するものである。

ウ ガイド・アシスタント費用等について

旅行会社が手配する旅行契約では、日本語を話す必要から現地在住の日本人を依頼するが、現地（イタリア）の法律では、現地人ガイドが必ず同行しなければならない旨定められており、結果として、日本人ガイドと現地人ガイドの双方がつくことになり、二重に費用がかかる。

本件海外視察2のために支出された費用は、旅行会社の見積と請求に基づいてなされたものであり、通訳費用が高額であったとしても、何ら違法ではない。

エ 原告は、原告主張要件を基準として、本件海外視察2の違法性を主張しているが、本件では、視察目的の存在とこれに見合う期間と場所における実態を伴った視察が行われたことが確かである以上、何ら違法との評価を受けない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実のほか、証拠（事実ごとに後掲）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件海外視察1について

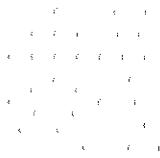
ア 補助参加人佐々木らは、視察前に、視察先の都市について、それぞれの視察目的や場所などに関する情報を、インターネットなどを利用して収集し、打合せを行った（証人植田3頁、5頁）。

イ 視察内容など（乙A4の6、丙A1、証人植田耕資、弁論の全趣旨）

（ア）5月3日

a 海底トンネル視察

補助参加人佐々木らは、午前10時ころから正午ころまでの間、ボ



スボラス海峡横断鉄道トンネル工事を請け負っている大成建設の現地事務所を視察した。

事務所においては、5名ほどの担当者から、トンネル工事の概要、工事の計画、工事の進捗状況等について説明を受けた。補助参加人佐々木らは、視察にあたって、大成建設に対し、視察する旨を事前に伝えていた。

b アヤソフィア博物館

補助参加人佐々木らは、午後2時ころから午後3時ころまでの間、アヤソフィア博物館を見学した。

博物館内では、予め手配した専門的な知識のある通訳を伴い、通訳人から説明を受けながら、博物館の展示品を見学した。

c その他

補助参加人佐々木らは、午後3時半ころから午後4時半ころまでの間トプカプ宮殿を、午後4時半ころから午後5時20分ころまでの間ブルーモスクを、午後6時ころから午後6時40分ころまでの間グランバザールをそれぞれ見学した。

(イ) 5月4日

補助参加人佐々木らは、午前10時ころから正午過ぎころまでの間、イスマル・タルマン・イルコグレチム・オクル小学校を訪問した。

最初に、校長からトルコにおける小学校教育について説明を受けた後、教室に入り授業の様子を視察した。その後、約30分ほどの間、15名の教職員とトルコにおける教育制度、教育環境、教育方針ないし教育内容などについて懇談した。補助参加人佐々木らは、視察にあたって、この小学校に対し、視察する旨を事前に伝えていた。

(ウ) 5月5日

a アズハルパーク

補助参加人佐々木らは、午前 1 時ごろから午後 1 時ごろまでの間、アズハルパークを視察した。なお、アズハルパークは、補助参加人佐々木らが宿泊していたホテルから、車で 1 時間程度の位置であった。

補助参加人佐々木らは、公園の整備状況、管理状況、利用状況を視察した後、公園の管理者や通訳人と、カイロでの生活、婚約と結婚、宗教などについて懇談した。補助参加人佐々木らは、視察にあたって、アズハルパークに対し、視察する旨を事前に伝えていた。

b ギザ

補助参加人佐々木らは、午後 2 時ごろから午後 4 時 30 分ごろまでの間、ギザのピラミッド、スフィンクス、博物館を見学した。

博物館内では、予め手配した専門的知識を有するガイド兼通訳人（地元の大学の助教授であり、日本語が堪能であった。）を通じて説明や案内を受けながら、展示品を見学した。

(エ) 5月6日

a 国立エジプト考古学博物館

補助参加人佐々木らは、午前 10 時ごろから 12 時ごろまでの間、国立エジプト考古学博物館を見学した。

考古学博物館では、前日と同一のガイド兼通訳人を通じて説明や案内を受けながら、展示品を見学した。

b 午後

補助参加人佐々木らは、土曜日であり、視察の対象となる官公庁等も休みであったこともあり、午後を休息に充てた。

(オ) 5月7日

補助参加人佐々木らは、午後 1 時 35 分ごろにアテネ空港に到着し、出国手続を済ませた後、アテネ空港から車で約 1 時間ほどのところにあるスニオン岬に赴き、約 1 時間見学した。

(カ) 5月8日

a ピラマチコ・ジムナシオ・アシノン中学校

補助参加人佐々木らは、午前10時30分ころから正午ころまでの間、ピラマチコ・ジムナシオ・アシノン中学校を視察した。

最初に、教頭から学校に関する説明などを聞いた後、中学3年生の英語の授業を視察した。補助参加人佐々木らは、視察にあたって、この中学校に対し、視察する旨を事前に伝えていた。

b アテネ考古学博物館

補助参加人佐々木らは、午後1時30分ころから午後3時ころまでの間、アテネ考古学博物館を見学した。

博物館内では、現地の学芸員をガイド兼通訳人として伴い、展示品を見学した。

c アクロポリス

補助参加人佐々木らは、午後4時ころから午後5時30分ころまでの間、アクロポリスを見学した。

ウ 本件海外視察1に要した費用（450万円）の内訳は、別紙4「旅行代金精算書」記載のとおりである（乙A6の9）。

なお、補助参加人佐々木らは、視察先への土産代、食事の際の酒代、調査項目から外れた施設への入場料などに充てる目的で、視察前に、1人あたり10万円を集めており、実際に、平均して1人当たり約5万5000円分が費消された（証人植田11頁）。

(2) 本件海外視察2について

ア 補助参加人池田らは、5回の勉強会を開催し、訪問先の都市における歴史、文化、行政、仙台市との関わりなどについて調査を重ねるとともに、具体的な視察先との日程調整などを行った（丙B2の1、丙B4）。

イ 視察内容など（甲15、乙A5の6、丙B1、2の1、丙B3、証人池

田友信、弁論の全趣旨)

(ア) 10月25日

a ジェノバ市内

補助参加人池田らは、午前9時ころホテルを出発し、ジェノバ市内の旧市街地区の街並みを視察した。

b ウォーターフロント再開発地区現地事務所

補助参加人池田らは、ウォーターフロント再開発地区を視察し、その後午後3時ころまでの間、再開発責任者ロザンナ・ルッソ氏の事務所を訪問した。

ルッソ氏は、ジェノバ市との契約でウォーターフロント再開発計画のプロジェクト担当責任者を務めており、補助参加人池田らは、ルッソ氏から、同計画の概要や市の歴史などについて説明を受けるなどした。

c ジェノバ市役所

補助参加人池田らは、午後3時ころから午後4時ころまでの間、ジェノバ市役所を視察した。

ジェノバ市側からは、アンナ・カステラーノ観光部長、テレサ・サルダレッリ評議会観光担当長、同市役所の職員1名が参加し、都市計画や構想などについて、意見交換を行った。また、補助参加人池田らは、ジェノバ市側に対し、将来の友好都市としての市民交流を要請し、池田議員が、仙台市長からの「ジェノバ市と市民間交流を求める親書」を手渡した。

d キヨッソーネ東洋美術館

補助参加人池田らは、午後4時過ぎころから午後5時半ころまでの間、キヨッソーネ東洋美術館を見学した。

ドナテーラ・ファイッラ美術館長から、エドアルド・キヨッソーネ

の経歴、キヨッソーネ東洋美術館の沿革などの説明を受けた後、館内を見学した。

(イ) 10月26日

a カステル・ガンドルフォ城

補助参加人池田らは、午後3時ころから午後5時ころまでの間、カステル・ガンドルフォ城内の庭園にある「風の環」や美術館を視察した。

b カステル・ガンドルフォ市役所

補助参加人池田らは、午後5時ころから、カステル・ガンドルフォ市役所を訪問し、意見交換を行った。

カステル・ガンドルフォ市役所側からは、マウリッシオ・カラッチ市長、ロベルト・ミリオッティ観光部長が出席した。議題は、従前の仙台市とカステル・ガンドルフォ市との交流状況、今後の交流のあり方、仙台市の一般市民がカステル・ガンドルフォ城に献納された武藤順九氏の彫刻「PAX 2000—風の環」と台座である仙台城の石垣を見学できるようにするための要請などであった。

(ウ) 10月27日

a イタリアサッカー協会

補助参加人池田らは、午前10時ころから正午ころまでの間、イタリアサッカー協会を訪問し、意見交換を行った。

協会側からは、アルベルト・マンベッリ副代表が出席した。補助参加人池田らが、協会側に対し、足型取りや仙台ユースカップへのイタリアチーム派遣などを要請し、仙台市議会議長からイタリアサッカー連盟・ナショナルチーム部の副代表に宛てた親書を手渡した。

b 自由視察

補助参加人池田らは、午後を各自の休息と議員相互間の視察成果の

自由な意見交換に充て、大統領官邸、クィリナーレ宮、サンタンジェロ城などを訪問した。

(エ) 10月28日

a サンピエトロ大聖堂、バチカン美術館

補助参加人池田らは、午前中、サンピエトロ大聖堂及びバチカン美術館を見学した。

美術館内では、予め旅行業者の手配した美術に詳しいガイドから説明を受けながら、展示品を見学した。

b ローマ市内

補助参加人池田らは、午後1時半過ぎから午後4時前ころまでの間、ローマ市内の街並みを見学した。

c ボルゲーゼ公園、ボルゲーゼ美術館

補助参加人池田らは、午後4時ころから午後7時ころまでの間、ボルゲーゼ公園及びボルゲーゼ美術館を見学した。

(オ) 10月29日

日曜日であったため、補助参加人屋代は、ローマ市内を視察し、補助参加人屋代を除く3名は、ポンペイ遺跡などを訪問した。補助参加人池田らは、当日、基本的には自費で視察したもの、公金から、ガイド費用4万600円が支出された。

ウ 本件海外視察2に要した費用の内訳は、別紙5「ご旅行精算書」に記載のとおりである。

なお、ガイドに関する費用については、往復送迎・観光時のガイド費用のほかに、イタリアにおける雇用政策により、イタリア人のライセンスガイドの同行が義務づけられており、ガイド・アシスタント費用が通常の2倍程度となる。また、通訳費用は、視察先各地におけるイタリア語に通じているAクラスの通訳人を依頼した場合の費用であり、ジェノバにおける

通訳人については、市内に適當な通訳人がおらずミラノから呼び寄せたために、交通費・宿泊費及び拘束時間に応じた増加経費も含まれた。（甲27、乙A7の4、12）

## 2 検討

(1)ア 法100条12項は、議会制度を充実させ、地方分権を推進する一環として平成14年の法改正によりもうけられたものであるところ、その趣旨は、普通地方公共団体の議会が、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を国内や海外に派遣することができるとする点にあると解される。

もとより、このような議会の権能も絶対無制約なものではなく、合理的な必要性がないにもかかわらず所属議員を海外に派遣したり、研修や視察の名のもとに遊行を主目的とするようないわゆる観光旅行を実施するなどした場合には、裁量権行使の逸脱又は濫用として、右派遣に要した費用の支出が違法となる場合があるというべきである。

そして、裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するにあたっては、視察目的の合理性、視察先と視察目的との関連性、視察の必要性、視察内容、視察行程や費用の相当性などの事情を総合的に考慮する必要があると考える。

イ 本件規則、本件要綱、本件運用指針も、上記(1)アの観点から市議の派遣（海外視察）に関し、必要な事項を定めたものであり、その解釈・運用にあたっては、このような趣旨を踏まえる必要があると解される。

ウ 原告らは、原告主張要件を1つでも満たさない場合には、海外視察が違法になると主張するが、前記議会の有する裁量の性質やその幅の大きさに鑑みれば、原告らの主張を直ちに採用することはできなもの、原告らが主張する各要件が裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに際しての

一要素となりうるというべきである。

## (2) 本件海外視察 1について

### ア 本件要綱、本件運用指針違反について

原告は、補助参加人佐々木らの提出した海外出張実施計画書には、具体的な調査事項が記載されていないとして、本件運用指針違反を主張するが、海外出張実施計画書の提出が求められる趣旨は、議会ないし各派代表者会議において、海外出張基本計画書などの他の資料とともに、海外視察の目的の合理性や視察の必要性などを判断するための資料とする点にあると解されるところ、補助参加人佐々木らが提出した海外出張実施計画書、海外出張基本計画書には視察目的 1、視察都市名及び視察施設名が記載されており、議会ないし各派代表者会議において、記載内容を相互に関連づけて検討するならば、本件海外視察 1 の目的の合理性や視察の必要性などを判断するための資料として著しく不十分であったということはできず、本件運用指針違反をいう原告の主張は採用できない。

### イ 視察目的について

視察目的 1 は、仙台市における歴史ある都市計画、文化・教育の育成方針などを幅広く扱う市議の活動に密接に関連し、あるいは将来関連性を持ち得る課題として、合理的な視察目的であるというべきである。

### ウ 視察先と視察目的との関連性、視察の必要性など

#### (ア) 海底トンネル視察

a 地下にトンネルを通することは、現代ないし将来の都市空間を構想し、交通、流通における地下構造物の意義、機能を検討し、展開するといった都市計画の一態様であるといえるから、海底トンネル視察が都市計画調査に資するものであると認められる。また、補助参加人佐々木らは、大成建設に対し視察する旨を事前に伝え、視察当日は、大成建設の担当者 5 名からトンネル工事の概要などについて説明を受け、工

事現場を視察したというのであり、視察の実態も認められる。

b　原告は、補助参加人佐々木らが、海底トンネル視察において、都市交通量の現状や全体的な都市交通計画がどのようにになっているのかといった事項を調査しておらず、単に工事現場を見て日本のトンネル技術に感心していただけであり、何ら仙台市政に具体的に反映できる調査をしていない旨主張するが、視察目的1のとおりの一定の関連性を有している限り、議会における政策決定と視察結果とが直ちに結びつかなければならないというものではないところ、JR仙台駅によって東西に分断されている仙台市の市政において、政策における位置付けの程度はあるにせよ、地下鉄などの地下構造物を築いて交通、流通の活性化を図るという計画が策定される可能性もないとはいはず、海底トンネル視察の必要性を否定することはできない。

(イ) アヤソフィア博物館

補助参加人佐々木らは、アヤソフィア博物館を見学するにあたり、予め手配した専門的知識を有する通訳からの説明を受けていることから、同見学と文化行政調査との関連性を否定しさることはできないものの、なおその関連性が明確であるとまではいえない。

(ウ) トプカプ宮殿など

補助参加人佐々木らは、アヤソフィア博物館を見学した後に、トプカプ宮殿、ブルーモスク、グランバザールを見学しているところ、文化行政調査との関連性が明確であるとまではいえない。

(エ) イスマル・タルマン・イルコグレチム・オクル小学校

a　補助参加人佐々木らは、小学校に対し、事前に視察する旨を伝え、視察当日は、校長からトルコにおける小学校教育に関する説明を受けた後、授業の様子を視察するなどしているところ、さまざまな国における義務教育の実態を視察することは、価値観の多様化するとともに

国際化の著しい現代において、仙台市での教育のあり方を検討するにあたって参考になるものであり、補助参加人佐々木らが、実際に現地の教職員と直接に会話を交わしたことの有用性は否定できず、義務教育の実態調査に資するものであると認められる。

b　原告は、補助参加人佐々木らが、小学校の視察において、単に英語教育の重要性などといったありきたりの感想を持ったのみであって、仙台市政に役立てうる調査をしていない旨主張するが、補助参加人佐々木らの視察態様と、上記aのような参考たり得る事項の存在に照らせば、小学校を視察したことの必要性を否定することはできない。

(オ) アズハルパーク

a　補助参加人佐々木らは、アズハルパークに対し、事前に視察する旨を伝え、視察当日は、アズハルパーク内の整備状況などを視察するほか、管理人と懇談するなどして視察団として待遇されているところ、現地における生活状況等の背景事情を踏まえて公園の意義、機能を調査することは、都市計画調査に資するものであると認められる。

b　原告は、補助参加人佐々木らが、アズハルパークを視察した目的が不明である上、カイロ市における公園政策や公園化に至る議論については調査されておらず、仙台市政へ活用されるべき調査をしていない旨主張するが、補助参加人佐々木らの視察態様に照らせば、アズハルパークを視察したことの必要性を否定することはできない。

(カ) ギザ

補助参加人佐々木らは、ギザのピラミッド、スフィンクス、博物館を見学しているところ、同見学と視察目的1とが直ちに結びつくものであるというには疑問の余地がなくはないものの、これらの遺跡は歴史の表徴ともいいうるもので遺跡と街との関わりに触れることが歴史ある都市の都市計画調査に資する側面もあり、見学にはガイド兼通訳人を伴って

いたことも考慮すれば、ギザにおける見学と視察目的1との関連性や視察の必要性を否定しきることはできない。

(エ) 国立エジプト考古学博物館

補助参加人佐々木らは、ガイド兼通訳人を伴って、国立エジプト考古学博物館を見学しているところ、文化行政調査との関連性が明確であるとまではいえない。

(カ) スニオン岬

補助参加人佐々木らは、スニオン岬を見学しているところ、同見学と視察目的1とが関連性を有しているというには疑問が残る。

(ケ) ピラマチコ・ジムナシオ・アシノン中学校

補助参加人佐々木らは、中学校に対し、事前に視察する旨を伝え、視察当日は、教頭から学校に関する説明を受けるほか、実際の授業風景を視察したというのである。

原告は、仙台市政に活用されるべき調査をしていない旨主張するが、上記(エ)における説示と同様に、かかる視察は、仙台市での教育のあり方を検討するにあたって参考になるものであり、その視察態様も考慮すれば、義務教育の実態調査に資するものであると認められ、視察の必要性を否定することはできない。

(コ) アテネ考古学博物館

補助参加人佐々木らは、現地の学芸員をガイド兼通訳人として伴って博物館を見学しているところ、視察目的1との関連性が明確であるとまではいえない。

(サ) アクロポリス

補助参加人佐々木らは、アクロポリスを見学しているところ、同見学と視察目的1とが直ちに結びつくものであるというには疑問の余地がなくはないものの、この遺跡が古代よりアテネ市の中心部に位置し同市の

発展において重要な意義を有しており、この遺跡を見学することが歴史ある都市の都市計画調査に資する側面もあるのであるから、同見学と視察目的1との関連性や視察の必要性を否定しさることはできない。

## エ 観察行程や費用の相当性について

(ア) 次に、観察行程や費用の相当性について検討するが、上記(2)ウで検討したように、本件海外視察1には、そもそも、視察先の中には、視察目的1との関連性が明確であるとまではいえないもの等も含まれており、視察行程に相当性が欠ける側面があったのではないかとの疑問もなくはない。

しかし、訪問国の歴史、文化、市民生活などに直接触れることが、視察目的である当該訪問国の都市計画、文化行政、義務教育の実態などの背景を理解する上で有益となる側面があることも一概に否定できず、前記2(1)アのとおり、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有していることや、その権能を適切に発揮するためには、諸外国の歴史、文化、市民生活などを実地に見聞し、幅広い見識と国際的な視野を養い、それを立法政策に反映させる必要性もあながち否定できないことなどを併せ考えると、視察目的との関連性が明確であるとまではいえない見学等が含まれていたとしても、そのような見学によって本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情がある場合でない限り、裁量権の行使を逸脱又は濫用したものと認めることはできないというべきである。

(イ) a 5月3日午後にアヤソフィア博物館、トプカプ宮殿等を見学したことについては、同日午前中の海底トンネル視察を終えた後に、翌4日に予定されていた小学校視察との日程調整の関係から視察予定の空い

た午後の時間帯を利用したものであって、それらの施設等の位置関係が近く、アヤソフィア博物館においては専門的知識を有する通訳人を伴って見学し、グランバザールにおいては現地の生活状況を直に見ることができるものなど訪問国の歴史、文化、市民生活などに直接触れるものであったということができるるのであるから、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情は認められない。

- b 5月5日午後2時ころから午後4時30分ころまでの間、ギザを訪問したことについては、同日午前中のアズハルパークにおける視察を終えた後に約2時間半を費やして行ったものであること、場所的にもアズハルパークからの交通が比較的便利であったこと、また、翌日や翌々日（同月6日、7日）が休日となり休日の明けた同月8日の午前中にはアテネの市立中学校を視察したこと、ギザにおける見学に際しては専門的なガイド兼通訳人を伴っており、同見学の必要性などを否定しきることもできないこと等を考慮すると、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情は認められない。
- c 5月6日前に国立エジプト考古学博物館を見学し、同月7日に約1時間を利用してスニオン岬を見学したことについては、両日が休日のために視察の対象となる官公庁などが休みとなり視察予定の空いた日程を利用し、見学に要した時間もいずれも相応なものであった。さらに、国立エジプト考古学博物館における視察態様は専門的なガイド兼通訳人を伴った見学をするなど訪問国の歴史、文化、市民生活などに直接触れるものであったということができる。たしかに、スニオン岬の見学と視察目的1との関連性に疑問が残っているものの、上記のような見学態様や前後の視察行程への影響が小さかったことを考慮す

れば、その視察行程が若干増していたとしても、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情は認められない。

d 5月8日午後にアテネ考古学博物館やアクロポリスを見学したことについては、同日午前中の中学校における視察を終えた後に、翌9日の出国予定との日程調整の関係から主だった視察行程が終了した午後の時間帯を利用して行われたものであり、博物館の視察に際しては学芸員のガイド兼通訳人を伴っており、アクロポリスを見学することの必要性などを否定しさることもできないこと等を考慮すると、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情は認められない。

(ウ) 本件海外視察1に要された費用については、上記(イ)で検討したほか、著しく過大であるというべき事情は認められない。

#### オ 小括

以上の諸事情を総合的に考慮して検討すると、本件海外視察1について、仙台市議会が裁量権の行使を逸脱又は濫用したということはできず、そのために要した公金の支出が違法であると認めることはできない。

### (3) 本件海外視察2について

#### ア 視察目的

視察目的2は、仙台市における国際交流などを幅広く扱う市議の活動に密接に関連し、あるいは将来関連性を持ち得る課題として、合理的な視察目的であるというべきである。

イ 視察先と視察目的との関連性、視察の必要性など

#### (ア) ジエノバ市

a ウォーターフロント再開発地区現地事務所

補助参加人池田らは、ウォーターフロント再開発地区現地事務所を

視察しているところ、この再開発事業は視察都市であるジェノバ市が取り組んでいるプロジェクトであり、この視察がジェノバ市の歴史を知る上でも有益なものであるといえるから、歴史的国際交流という視察目的に資するものであると認められる。

b ジェノバ市役所

補助参加人池田らは、ジェノバ市観光部長などを交えて、約1時間にわたり、今後の仙台市との交流などについて意見交換し、仙台市長からの親書を手渡すなどしているのであって、歴史的国際交流という視察目的に資するものであると認められる。

c 原告は、補助参加人池田らが、単に、支倉常長の「ゆかり」を口実として、ジェノバ市を訪問しただけであり、具体的な調査事項や視察後の展望などがなく、仙台市政に活用されるべき調査をしていない旨主張するが、議会における政策決定と視察結果とが直ちに結びつかなければならぬといいうものではないところ、視察目的2のとおりの一定の関連性を有している限り、都市交流のあり方における多様性や発展可能性を踏まえて補助参加人池田らによる上記のような視察態様を検討すれば、ジェノバ視察の必要性を否定することはできない。

(イ) キヨッソーネ東洋美術館

補助参加人池田らは、キヨッソーネ東洋美術館において、美術館長から説明を受けた後に館内を見学しているところ、同見学と視察目的2との関連性が明確であるとまではいえない。

(ウ) カステル・ガンドルフォ城、カステル・ガンドルフォ市役所

補助参加人池田らは、26日午後、カステル・ガンドルフォ城の庭園にある「風の環」などを視察した後、カステル・ガンドルフォ市役所において、意見交換を行っているところ、意見交換における主たる議題の1つである「風の環」の実物を見るとの意義を否定することはできず、

また、意見交換における実際の議題内容も考慮すると、バチカン市国との交流窓口調査という視察目的に資するものであると認められる。

(エ) イタリアサッカー協会

補助参加人池田らは、イタリアサッカー協会を訪問し、副代表を交えた意見交換を行い、補助参加人池田らからの要請を伝え、仙台市議会議長からの親書を手渡すなどしたのであって、国際交流や2002年ワールドカップ来仙イタリア選手の足型取りなどの視察目的に資するものであると認められる。

(オ) 自由視察

補助参加人池田らは、10月27日午後を自由視察の時間に充て、大統領官邸、クィリナーレ宮、サンタンジェロ城などを見学しているところ、同見学と視察目的2との関連性が明確であるとまではいえない。

(カ) サン・ピエトロ大聖堂、バチカン美術館

補助参加人池田らは、10月28日午前、サン・ピエトロ大聖堂及びバチカン美術館を見学しているが、同見学と視察目的2との関連性が明確であるとまではいえない。

(キ) ボルゲーゼ美術館など

補助参加人池田らは、10月28日午後、ローマ市内を視察した後、ボルゲーゼ美術館及びボルゲーゼ公園を見学しているが、同見学と視察目的2との関連性が明確であるとまではいえない。

(ク) 10月29日

補助参加人池田らは、この日を自由視察日とし、補助参加人屋代は、自費でローマ市内を視察し、補助参加人屋代を除く3名は、自費でポンペイ遺跡などを訪問しているが、このような訪問と視察目的2とが関連性を有しているというには疑問が残る。

ウ 視察行程や費用の相当性について

(ア) 本件海外視察2についても、視察先の中には、視察目的2との関連性が明確であるとまではいえないもの等も含まれており、視察行程に相当性が欠ける側面があったのではないかとの疑問もなくはない。

そこで、上記(2)ウ(ア)における説示を踏まえ、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情の有無について検討する。

(イ)a 10月25日午後4時過ぎころから午後5時半ころまでの間、キヨツソーネ東洋美術館を見学したことについては、ウォーターフロント再開発地区現地事務所やジェノバ市役所における視察を終えた後に、約1時間を費やして行われたものであって、その視察態様も、美術館長から美術館の沿革などの説明を受けるなどして、ジェノバにおける歴史、文化、市民生活などに直接触れるものであったということができるから、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情は認められない。

b 補助参加人池田らが10月27日午後を各議員の休息、自由視察などに充てたことについては、同日午前中のイタリアサッカー協会での視察を終えた後に行われたものであり、ローマ市における歴史、文化、市民生活などに直接触れるものであったということができるから、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情は認められない。

c 10月28日午前中にサン・ピエトロ大聖堂、バチカン美術館を見学し、同日午後にローマ市内やボルゲーゼ美術館などを見学したことについては、1日を費やしてローマ市やバチカン市国を観光したと評価する余地がなくはないが、カステル・ガンドルフォ市役所やイタリアサッカー協会における視察を終えた後に行っており、これらの施設

の見学をとおして視察内容の理解が更に深まる側面も否定できず、バチカン美術館での見学に際しては美術に詳しいガイドから説明を受けるなどして、ローマ市やバチカン市国における歴史、文化、市民生活などに直接触れるものであつということができるから、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になるなどの事情は認められない。

d 10月29日については、補助参加人屋代が再度ローマ市内を視察したことや、他の補助参加人らがポンペイ遺跡を視察したことが、ローマ市などにおける歴史、文化、市民生活などに直接ふれるものであったということができるとしても、視察目的2との関連性に疑問が残っていることに加え、補助参加人池田らが、前々日の27日午後以降、自由視察に充てる時間の割合を多くしていること、同人らが翌30日には帰国の途に着いていること、同人らが29日に帰国することが困難であったことを窺わせる事情も認められること等をも考慮すると、29日の行程は、もはや補助参加人池田ら個人の国際的な知識・資質を涵養するためだけのものであり、合理的な必要性を欠くものというべきであって、本件海外視察2の視察行程を不当に1日延ばしたものといえる。

e 以上によれば、補助参加人池田らが10月29日を自由視察に充てたことにより、本件海外視察2の視察行程が不当に1日延ばされたといえ、ローマにおける1泊分の宿泊費8万2400円及び29日分のガイド・アシスタント費用4万6000円が不必要に支出されたものといえる。

#### (ウ) その他費用に関する事情

a 本件海外視察2において、通訳費用として54万2400円（全体の約16%）を支出し、ガイド・アシスタント費用として71万60

00円（全体の約21%）を支出しているところ、その全体額との割合や他の海外視察における支出額（他のローマ視察では、3日間に11万7000円のものもあった。甲27）を考慮すると、通訳費用やガイド・アシスタント費用が高額であることは否めないものの、前記1(2)ウで認定したようなイタリアにおける雇用政策や通訳人の確保などの諸事情も考慮すると、視察内容に比して著しく過大であったとまでいふことはできない。

b また、本件海外視察2には、補助参加人池田ら4名が参加しているところ、視察に派遣する議員の数についても議会の裁量が認められるというべきであり、本件要綱5条によれば、原則として5名以上とし、各派代表者会議の協議において認められた場合は、最低3名以上とすることができるとされていることに照らすならば、視察目的2が正当性を有するものである以上、補助参加人池田ら4名が参加したことについて不相当であるということはできない。

## エ 小括

以上によれば、本件海外視察2において、10月29日分の宿泊費及びガイド・アシスタント費用の合計12万8400円が、単に補助参加人池田らの個人的な国際的知識・資質を涵養するためだけに支出されたものであり、その支出には合理的な必要性も認められないものであるから、その費用については、仙台市議会が裁量権の行使を逸脱又は濫用し、公金を違法に支出したものと認めることができる。

そして、補助参加人池田らが共同して本件海外視察2を行ったことや12万8400円が旅行手配業務の委託料として一括して支払われた公金の一部であることに鑑みれば、補助参加人池田らは、連帶して、上記違法に支出された12万8400円について返還義務を負うものと解する。

## 3 結論

以上検討したところによれば、原告の本訴請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 沼田 寛

裁判官 伊澤 文子

裁判官 小川 貴紀